平成２３年（フ）第９７７７号
東京都足立区新田３丁目37―12―203
破産者　箱守　信甫
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７７８号
東京都足立区新田３丁目37―12―203
破産者　箱守　優美
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８３１号
東京都世田谷区深沢４丁目36―15―204、住民票上の住所東京都世田谷区深沢４丁目29―５
破産者　澤瀬　志朗
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８４６号
福岡県福岡市中央区大宮１丁目３―23、開始決定時の住所東京都八王子市片倉町1367―19
破産者　鶴谷　　優
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８５８号
千葉県松戸市五香３丁目15―５
破産者　田上　智明
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８５９号
埼玉県本庄市下仁手16―10―101
破産者　吉田喜美夫
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９０５号
埼玉県戸田市氷川町２丁目２―26―101、開始決定時の住所埼玉県戸田市中町２丁目13―13―307
破産者　葛西　賢治
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９３３号
東京都江戸川区鹿骨２丁目19―４―401
破産者　澤田　容子
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９３５号
東京都練馬区下石神井１丁目８―18―206
破産者　田村　　学
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９９４号
東京都町田市つくし野４丁目25―６―202
破産者　小栗智恵子
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００４８号
千葉県市川市市川３丁目32―７―203、開始決定時の住所千葉県市川市市川１―９―11―1106
破産者　岡村　一規
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００５４号
東京都足立区東綾瀬２丁目18―９―201
破産者　益子　幹男
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００７９号
静岡県沼津市足高322―195―205　谷口由紀夫方、開始決定時の住所東京都板橋区泉町25―２　プラザ泉
破産者　沖野　和弘
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１８８号
東京都武蔵野市中町２丁目８―５―302
破産者　海老名優太郎
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７９号
新潟市北区下大谷内字堤下1672番地22
破産者　エヌピーエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０２号
金沢市旭町１丁目16番17号
破産者　村井設備工業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６３号
長野県茅野市本町東８番14号
破産者　有限会社トレイディングアイ
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３４３号
三重県津市押加部町10番29号
破産者　川村　　豊
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９号
三重県津市藤方1628番地３、前住所三重県津市神納町４番１号
破産者　米澤　幸宏
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１９号
兵庫県姫路市書写188番地の１
破産者　有限会社カワムラ設備工業
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２８４３号
福岡市東区二又瀬新町14番20号
破産者　株式会社エス・エフ・シー
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２４３号
福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目26番14号
破産者　有限会社Ｋ’ｓエンタープライズ
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部